

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	41 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	28 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間及び48年6月から50年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から48年3月まで
② 昭和48年6月から50年7月まで

私が20歳になった昭和43年6月に、父が私の国民年金への加入手続きを行い、加入当時から自宅に来ていた集金人に、父の保険料と一緒に私の分の保険料を納付してくれていた。昭和48年4月及び同年5月の保険料のみが納付となっているが、申立期間はすべて納付しているはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険庁の記録及び申立人が所持している国民年金手帳の発行年月日により昭和47年3月1日であることから、申立期間①のうち少なくとも44年12月以前は時効により納付できない期間である上に、払出しの時点で過年度納付となる昭和45年度以前の保険料は集金人が取り扱うことはできない。

一方、申立人の父親が申立人と同様に保険料を納付していたとする妹は、国民年金の加入手続きを行った昭和55年度から納付済みとなっていることから、申立人についても、申立人の国民年金加入手続きが行われた46年度から納付したと推認することが自然である。

また、国民年金保険料を完納している申立人の父親が申立人の保険料の納付に関与し、その父親から家族の国民年金保険料をまとめて集金人に納付したという証言が得られていることから、父親の保険料のみが納付され、申立人の保険料だけが納付されていないというのは不自然であり、申立人

の保険料も納付していたと推測するのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間①と②の間の昭和48年4月から同年5月までの保険料が納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間及び48年6月から50年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から45年10月まで
私の父は、昭和42年7月に私の国民年金の加入手続をし、母の分と一緒に集金に来ていた婦人会の集金人に保険料を納付してくれていたのに、私の分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金については、申立人の父親が加入手続を行い、母親の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張している。申立期間については、母親の納付記録が納付済みとなっていることから、申立人の保険料についても父親が納付していたと考えられるが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、社会保険庁の記録から昭和44年4月以降であることから、申立期間のうち44年4月から45年9月までの期間について納付したと考えられる。

また、申立人の父親が家族の保険料をまとめて婦人会の集金人に納付していたと述べており、婦人会での集金人の存在も確認できる。

一方、申立期間のうち昭和42年7月から44年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出日が44年4月以降であることから、42年7月から保険料を納付したとする申立人の主張は不自然であり、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の父親はすでに亡くなっており当時の状況の詳細が聴取できない。

また、昭和45年10月については、申立人の結婚後に国民年金手帳が父から送られてきた際、A市役所で任意加入の手続をせず、未納となっていた保険料を納付しなかったと述べていることから、保険料を納付していたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、20歳になった昭和47年4月に市役所で国民年金加入手続きを行い、それ以降保険料を現年度納付したはずなのに、47年4月から48年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間である上に、申立期間以外の保険料は、すべて納付済みとなっており、申立人の夫婦の納付意識の高さがうかがわれることから、申立期間②の保険料を納付したと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、結婚前の昭和47年4月に自分で加入手続きをして現年度納付したと主張しているが、加入手続き及び保険料納付の場所等についての記憶が定かでない上に、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の48年11月以降に夫婦連番で払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①の保険料を納付したと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年10月までの期間、50年11月から51年1月までの期間及び51年11月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年10月まで
② 昭和50年11月から51年1月まで
③ 昭和51年11月から52年3月まで

私は昭和50年3月に結婚し、結婚後も国民年金に任意加入し、保険料を納め続けてきた。申立期間③のころは住所の変更も無く、国民年金保険料は口座振替で納付していた。申立期間①及び②についても、その前後の期間と同様に納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、申立期間①直後の昭和49年11月から50年10月までの保険料を前納している上、結婚後は任意加入しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が所持しているA県B町発行の国民年金納付記録票には、申立期間①及び②の一部（昭和50年11月及び12月）が納付済みである旨が記載されており、行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間③は5か月と短期間で、その前後の期間は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

昭和47年ごろ、国民年金の加入手続を行い、しばらくしてA区役所から保険料の納付通知があったので納付に行ったところ、担当者から、2年間さかのぼって保険料を納付すると厚生年金保険加入期間後は未加入となるが、その後は納付済みになる旨の説明を受け、申立期間の保険料を一括で納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、3か月の申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が主張している申立期間の納付金額は、当時の保険料額とおおむね一致している上、申立人が申立期間中に勤めていた事業所から得た給与を踏まえると、申立期間の保険料を納付するのに問題のない経済状況であったものと推認される。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付状況を具体的に述べており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

国民年金の加入手続は母が行ってくれ、保険料の納付もしてくれていた。結婚してからは、私が忘れずに納付してきたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、結婚した41年10月から61年3月までは任意加入している上、国民年金第3号被保険者と第1号被保険者の種別変更手続も適切に行っており、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間は任意加入期間で、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立人の夫は継続して同一会社に勤務しているなど、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られず、申立期間についてもその前後と同様に納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和51年6月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年11月から51年5月までの標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月30日から52年8月15日まで

厚生年金保険加入期間について記録照会をしたところ、A株式会社を昭和50年11月30日に資格喪失しており、21か月間の未加入期間があることがわかった。申立期間についても同社に勤務し、給料をもらっていたのに、未加入期間があることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が昭和51年6月10日までA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和51年7月9日に50年11月30日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされている上、50年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を50年11月30日にさかのぼって訂正及び資格取得取消等がされているものが多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日以降においても当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該事業所における申立人の資格喪失日の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日である昭和51年6月11日であると認められる。

なお、昭和 50 年 11 月から 51 年 5 月までの標準報酬月額については、50 年 10 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 6 月 11 日から 52 年 8 月 15 日までについては、申立人の雇用保険の記録が無い上、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる給与明細書等の関連資料も無く、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月15日から40年1月17日まで

私は、厚生年金保険の加入状況をA社会保険事務所に照会したところ、申立期間については脱退手当金が支払われているので年金額に算入されないと回答された。

退職時に脱退手当金についての説明を受けたことも無く、また脱退手当金を受け取った覚えもないので、申立期間について厚生年金の支給を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3年4か月後の昭和43年5月14日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするが、申立人の3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間及び2回目の被保険者期間については計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と126円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年11月6日、資格喪失日に係る記録を46年11月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月6日から46年11月8日まで
私は、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得た。当該期間は、A株式会社に在籍し同社のC市内の関連会社に出向して勤務し、同社から給与を支給され保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管している「健康保険、厚生年金保険台票」、「履歴簿」及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和45年11月6日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社が保管する「健康保険、厚生年金保険台票」及び昭和45年10月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「健康保険、厚生年金保険台票」を根拠に納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料は無い。一方、申立人の同社B支店に係る資格取得届（昭和45年11月6日資格取得）や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を事業主が届け出たにもかかわらず、資格取得届や厚生

年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が同社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を届け出なかった結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年11月から46年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の(株)Aにおける資格喪失日は、平成4年2月1日であると認められることから、申立人の厚生年金被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年10月から4年1月までの標準報酬月額を38万円とすることが妥当である。

また、申立人は、平成3年9月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同期間にかかる標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の平成3年9月分の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年2月1日まで

私は、平成3年9月1日から4年1月31日まで(株)Aに勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたのに、3年10月から4年1月の期間が未加入期間とされている上、3年9月分の標準報酬月額が控除された保険料額に相当したものは無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給与明細書及び同僚の供述から、申立人が平成4年1月31日まで、(株)Aに継続して勤務していたことが確認できるところ、社会保険事務所の記録では、同社における資格の喪失日が3年9月30日とされている。

一方、申立人及び大半の同僚については、平成3年9月30日に資格を喪失した旨の処理が資格喪失日から7か月後の4年4月30日に行われており、当該事業所が休業を原因に3年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が全喪日から6か月後の4年4月30日に行われていること

が確認できる。このように遡^{そきゅう}及して資格の喪失処理及び当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年9月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人が継続して勤務し、事実上同一会社であるB社における資格取得日と同日の同年2月1日であると認められる。

また、平成3年10月から4年1月までの標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

一方、申立人から提出された給与明細書より、平成3年9月分の給与から標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に基づく平成3年9月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの平成3年9月分の標準報酬月額訂正届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月1日から同年10月1日まで

私は、昭和36年大学を卒業すると同時に同年3月1日付けで、A株式会社B工場に入社した。それから54年9月まで同社に勤務していた。にもかかわらず入社当初の36年3月から同年9月までの厚生年金保険の加入が取り消されているのが理解できない。

入社以来継続して被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社の賃金台帳（写）及び雇用保険の記録から、申立人が昭和36年3月1日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、取り消される前の昭和36年3月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料の保管が無いので不明としているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿を見ると、申立人が昭和36年3月1日に資格取得した記録が同年8月16日に取得取消と記載されていることが確認でき、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得取消届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおり、被保険者資格の取得取消

の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年3月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行しなかったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月1日から36年3月1日まで
② 昭和36年3月1日から37年12月4日まで

私は、平成11年8月ごろにA社会保険事務所に年金受給の相談に行ったところ、脱退手当金が支給されているので厚生年金保険の受給資格は無いと言われた。B（地名）の社会保険事務所にも問い合わせたところ同じことを言われたが、脱退手当金は受け取った覚えがなく、請求手続きをしたこともないので再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理上、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、当該被保険者証は、C社会保険事務所において氏名変更が行われており、再交付の押印も無いことから、申立期間①当時に交付されたものであることが確認できる。

さらに、脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年2か月後の昭和39年2月12日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月21日から同年2月4日まで

私は、昭和46年4月1日から平成14年2月23日までの間、B支店への転勤はあったが株式会社Aに継続して勤務しており、途中抜けることはない。必ず厚生年金保険の加入も継続しているはずである。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された従業員名票、C健康保険組合からの「年金記録に係る申立に関する資料及び意見の提供」の回答及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年1月21日に株式会社Aから同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っていないと認めながら、保険料を納付したかは不明としているものの、事業主が保管する厚生年金被保険者台帳には、株式会社Aを昭和49年1月21日転出と記載されており、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人の同社B支店における資格取得日が49年2月4日となっている

ことが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 39 年 8 月 12 日まで

私は、昭和 35 年 6 月 1 日から 39 年 8 月 12 日まで A 株式会社勤務し、加入していた厚生年金保険について、40 年 3 月 17 日に脱退手当金が支払われていることになっているが、同事業所を退職してから 40 年 5 月中ごろまで B 県 C 町の実家に居り、脱退手当金の請求及び受給の手続を行った憶えはないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の元役員は、退職予定者に対する脱退手当金に関する説明及び代理請求を行った記憶は無い旨を供述している上に、当該事業所において厚生年金保険の加入期間を 2 年以上有し、申立人の資格喪失日の前後 2 年間に厚生年金保険を資格喪失している 8 名全員に脱退手当金の支給記録が無く、事業主が代理請求していたことは考え難い。

また、A 株式会社に係る被保険者名簿（原票）及び被保険者台帳記号番号払出簿に記載されている申立人の氏名及び生年月日は戸籍上の記載と相違しており、双方とも平成 14 年 7 月 18 日に変更・訂正の手続が執られている。

さらに、申立人は、脱退手当金支給日から 2 か月余り経過後に厚生年金保険の資格を再取得している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月15日から26年10月30日まで
② 昭和27年9月16日から28年4月1日まで
③ 昭和28年4月1日から32年11月15日まで

私は、60歳近くになった時、A社会保険事務所に年金相談に行った。その時に脱退手当金を受け取っているといわれたが、脱退手当金の受給のために会社にも、社会保険事務所にも行ったことがないので、脱退手当金は受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和32年の前後6年に資格喪失し、その資格喪失日において、脱退手当金の受給資格を有していた女性は申立人以外に7名いるが、その全員に脱退手当金の支給記録は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和32年4月11日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求することは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における、資格取得日に係る記録（昭和54年11月30日）及び資格喪失日に係る記録（55年5月10日）を取り消し、資格喪失日に係る記録（55年11月30日）を56年4月1日に訂正し、申立期間のうち、54年11月から55年4月までの標準報酬月額を28万円、55年11月から56年3月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年11月30日から55年5月10日まで
② 昭和55年11月30日から56年4月1日まで

昭和49年11月から56年3月末日まで、A事業所に勤務し、給与明細から厚生年金保険料が控除されていたことも確認できるので、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、当該事業所の辞令及び同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細の厚生年金保険料控除額から、昭和54年11月から55年4月までの標準報酬月額を28万円、55年11月から56年3月までの標準報酬月額を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行って

おり、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 11 月から 55 年 4 月までの期間及び 55 年 11 月から 56 年 3 月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における、資格取得日に係る記録（昭和54年11月30日）及び資格喪失日に係る記録（55年5月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月30日から55年5月10日まで

昭和51年9月から56年3月末日まで、継続してA事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料も控除されていたが、事業主とB社会保険事務所の徴収課長とが相談し、過去の保険料の滞納分に充ててしまい、申立期間の記録が抜けているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立てに係る事業所に、昭和51年9月27日から56年3月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。当該同僚は申立人の申立期間と同時期に厚生年金保険に未加入となっているところ、給与明細から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年10月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行って

おり、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 11 月から 55 年 4 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和46年7月1日にA株式会社本社から同社C支店に転勤となったが、同社において途絶えることなく勤務しており、同年6月21日から同年6月30日まで未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び申立人から提出のあった申立事業所代表取締役発行の「勤務継続および厚生年金保険料納付証明書」などから判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和46年7月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年5月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の保険料の納付については不明としているが、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、申立人と同時に同社本社から同社C支店に異動したすべての同僚について被保険者期間の欠落が生じ、又は、被保険者期間の欠落は無いものの異動に伴う資格取得日と資格喪失日が一致していないことから、C支店において厚生年金保険法に則した資格の得喪に係る届出事務が行われていなかったと認められ、事業所が同支店における資格

喪失日を昭和 46 年 7 月 1 日とすべきところ、同年 6 月 21 日として届け出たと推認することができる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月21日から同年4月10日まで

私は、昭和54年1月から同年3月までの期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答をB社会保険事務所から受けたが、54年1月から平成10年7月13日まで、継続してA株式会社に勤務しており、保険料控除が確認できる在籍期間中の給与明細書があるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人はA株式会社に昭和54年1月から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ昭和54年4月10日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
社会保険庁の記録によると、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月間が未納となっているが、妻が夫婦二人分の保険料を納税組合長のところに持参して納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月に払い出され、申立人は、同月に、43 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は、第 2 回目の特例納付制度を利用して納付し、48 年 10 月から 50 年 3 月までの分は過年度保険料として納付していることが認められる。

しかし、昭和 50 年 12 月の時点では、申立期間である 48 年 4 月から同年 9 月までの保険料は、申立人としては、制度上、特例納付としても、過年度納付としても、これを納付することができない期間である。

また、申立人と同時に国民年金に加入した申立人の妻についても、申立期間は未納となっており、制度どおりの運用がされたことが推認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
社会保険庁の記録によると、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月間が未納となっているが、私が夫婦二人分の保険料を納税組合長のところに持参して納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月に払い出され、申立人は、同月に、45 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は、第 2 回目の特例納付制度を利用して納付し、48 年 10 月から 50 年 3 月までの分は、過年度保険料として納付していることが認められる。

しかし、昭和 50 年 12 月の時点では、申立期間である 48 年 4 月から同年 9 月までの保険料は、申立人としては、制度上、特例納付としても、過年度納付としても、これを納付することができない期間である。

また、申立人と同時に国民年金に加入した申立人の夫についても、申立期間は未納となっており、制度どおりの運用がされたことが推認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、23歳ごろに集金人に勧められて国民年金に加入した。後々のことを考え加入したので、昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料は納付したはずであり、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年8月8日の時点では、申立期間のうち39年6月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人は、申立期間の保険料の納付金額、納付方法等についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、昭和36年ごろに加入手続を行い、申立人の妻のみ結婚後に加入手続を行ったと主張しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は41年8月に連番で払い出されており、申立人の妻も41年3月以前が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から同年9月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から同年9月まで
昭和45年5月から同年9月までの国民年金保険料については、私の国民年金手帳に検認記録が押印されているが、別に保管している領収証書にも、当時の私の氏名、住所で、誤った国民年金手帳記号番号が記載されていることから、申立期間の保険料を重複して納付したことは明らかであるので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複納付したと主張しているが、当時のA市における保険料の納付方法は、被保険者の国民年金手帳を市役所で保管し、納付書で保険料を納めさせる方式を採用しており、保険料の検認に際しては、領収済通知書と保管している年金手帳を照合し、毎月、一定の月日で年金手帳への押印を行っていたとA市から回答を得ているところ、申立人の保管している領収証書の保険料領収日付と、検認の押印日付の経過には整合性が図られている上、国民年金手帳の検認欄においても、各納期ごとに一定の月日で押印していたことが確認できるなど、事務処理に不自然さはみられない。

また、申立内容のとおり、申立人が保険料を重複納付したとすると、その保険料は、充当可能な未納期間に充当されるか、又は、充当不可であれば還付されることになるが、申立人の年金記録（特殊台帳）にその形跡は見当たらない。

さらに、申立人が所持している領収証書に誤記されている国民年金手帳記号番号に該当する被保険者の記録は、昭和44年9月に国民年金に加入し、45年4月からの保険料が納付済みとなっており、48年9月1日に資格を喪失しているものの、特段の不自然さは見当たらず、かつ、申立人の国民年

金手帳記号番号の記録は、申立人が所持している領収証書と同様に、45年5月から保険料を納付したことが記録されていることから、領収証書の記号番号の記載は間違っているものの、氏名や住所の確認などにより、その後の行政機関の処理事務は適正に行われたものと推測できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年6月まで
② 昭和39年7月から43年1月まで
③ 昭和43年2月から50年3月まで

申立期間①について、私は、A県B市Cの土地に代々住んでいる人間として国民年金保険料を滞納する立場になく、納付した。申立期間②についても、私は、外国で暮らしていたが昭和43年2月に外国から帰国した際、B市役所から保険料納付案内書と納付書が届いていたので納付した。申立期間③についても、48年分の確定申告書の社会保険料控除欄に61,100円と記載されており、これは国民健康保険料と国民年金保険料の合算額と思われる。申立期間①、②及び③の保険料は、すべて納付しているので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、D社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和52年7月27日と確認できることから、申立期間①、②及び③のすべての保険料は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、昭和48年の確定申告書には社会保険料控除額の記載があるものの、国民年金保険料が明記されておらず、国民健康保険料及び前年度の所得等も不明であることから、国民年金保険料の納付が明らかでない。

そのほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から47年3月までの期間、57年4月から61年12月までの期間及び平成6年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月から47年3月まで
② 昭和57年4月から61年12月まで
③ 平成6年10月から同年12月まで

私は、昭和36年5月から申立期間①を含む期間の国民年金保険料を、特例納付で夫婦二人分を一緒に店に出入りしていた銀行員に依頼し納付したのに、未納となっているのは納得できない。また、申立期間②及び③についてはA信用金庫からの口座振替にて納付していたのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年5月から申立期間①を含む期間の保険料を夫婦二人分で7万円ぐらいあるいは10万円ぐらいを特例納付にて納付したと主張しているが、その期間の法定保険料額は夫婦合わせて23万6,700円であり、申立人の主張と大きく異なっているが、社会保険庁の記録上、申立人夫婦が特例納付した保険料額は夫婦合わせて5万3,100円と区々となっている。

また、申立期間②について、申立人は、昭和57年4月にB市に転居し、その時から金融機関での口座振替で保険料を納付していたと主張しているが、年金手帳の住所変更年月日は62年2月10日となっており、申立人の主張は不自然である上、申立期間③については口座名義人である夫が平成6年7月に亡くなっていることから口座は停止されることとなり、保険料の引き落としがなされなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 61 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 61 年 12 月まで

昭和 36 年 4 月から申立期間①を含む期間の夫の国民年金保険料を私が特例納付にて夫婦二人分を一緒に店に出入りしていた銀行員に依頼し納付したのに、未納となっているのは納得できない。また、申立期間②についてはA信用金庫からの口座振替にて保険料を納付していたのに未納となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から申立期間①を含む期間の保険料を申立人の妻が夫婦二人分で 7 万円ぐらいか 10 万円ぐらいを特例納付にて納付したと主張しているが、その期間の法定保険料額は夫婦合わせて 23 万 6,700 円であり、申立人の主張と大きく異なっているが、社会保険庁の記録上、申立人夫婦が特例納付した保険料額は夫婦合わせて 5 万 3,100 円と区々となっている。

また、申立期間②について、申立人は、昭和 57 年 4 月に B 市に転居し、その時から金融機関での口座振替で保険料を納付していたと主張しているが、年金手帳の住所変更年月日は 62 年 2 月 10 日となっており、申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から49年3月まで

私は、夫が昭和48年2月に会社を退職し、自営業を始めたので、夫が夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦で国民年金保険料を納付してきた。私たち夫婦は、毎月、期日までに納付しないと気が済まない性格であり、忘れたことは一度もないはずである。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和48年2月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持している年金手帳は49年から使用されたオレンジ色の手帳であること、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出しは50年3月であることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録も無い。

また、申立人の申立期間に係る国民年金の手続及び保険料の納付を行ったとする夫も申立期間の保険料は未納である上に、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を具体的に記憶していないため、申立人の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から53年3月まで

昭和52年3月に結婚した時、夫は自営業であり、義母から自営業の妻は国民年金に加入しなければいけないと言われ、結婚届と同時に国民年金の加入手続を行った。その後は、銀行と郵便局で、納付書により夫の保険料と一緒に納め続けてきたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を送付されてきた納付書により納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していたA市では、原則として納付書を発行していないこと、昭和52、53年ごろは戸別徴収が原則であり、郵便局では保険料を納付することができなかったことが確認でき、申立内容に不自然な点が見られる。

また、申立人は、結婚した昭和52年3月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は53年11月16日となっており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から平成 8 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から平成 8 年 1 月まで
昭和 58 年 8 月から平成 8 年 1 月までの国民年金保険料が未納となっているが、国民年金に加入して以降、保険料を真面目に納付し続けてきたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料は申立人の父親が納付していたのではないかと述べているが、父親は既に亡くなっており、当時の状況を聴取できない上、申立人の妻も、申立期間の保険料の納付時期、方法、金額等を憶えておらず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年1月までの期間及び61年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年1月まで
② 昭和61年10月から同年12月まで

昭和42年3月、勤務先を退職してすぐに区役所に出向いて国民年金に加入した。その後、保険料は妻が自宅に近い区役所出張所で欠かさず納付していた。申立期間が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年5月以降に払い出されており、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたという申立人の妻は既に亡くなっており、納付場所、時期、方法、金額等を聴取することができない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間②については、申立人の妻も未納となっており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年5月までの期間、48年1月から49年3月までの期間及び50年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年6月から47年5月まで
② 昭和48年1月から49年3月まで
③ 昭和50年7月から51年3月まで

私が20歳になった時から、両親が私の国民年金保険料を払ってくれた。私が結婚するときに、両親は夫に年金手帳を渡し、それ以降は夫が保険料を納付してくれた。また、平成元年ごろ、未払いは無いとA市役所B出張所の女性職員から言われた記憶があるので、未納期間は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、昭和48年6月に結婚する前の期間の国民年金保険料は両親が納付したと申立人は主張しているが、既に申立人の両親は死亡しており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、その状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入状況並びに申立人の保険料領収書の領収印の日付（昭和49年9月2日）から49年8月ごろであることが確認でき、この時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②のうち、昭和48年6月から49年3月までの期間及び申立期間③については、申立人の元夫が申立人の国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人が所持している昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで及び 50 年 7 月から 51 年 3 月までの納付書・領収証書には金融機関の領収印が無く、かつ、3 枚綴りのまま残存し、未使用であることが推認できることから、申立人の夫が保険料を納付したと考えるのは不自然である。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 47 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 47 年 5 月まで
20 歳になった昭和 37 年 1 月に国民年金に加入して以降、国民年金保険料を納め続けてきた。年金を受け取る年齢になったら満額もらえるものと信じてきたのに、A 区に住んでいた時に納めていた期間の保険料が未納になっていると聞いて大きなショックを受けた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 37 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 44 年 1 月ころであり、この時点では、申立期間のうち 41 年 9 月以前の保険料については時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 44 年 5 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、47 年 6 月 13 日に任意加入により再取得していることから、申立期間のうち 44 年 5 月から 47 年 5 月までは国民年金に未加入の期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、勤務先に徴収に来ていた集金人に納付していたと主張しているが、納付金額等については不明確であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

加えて、申立期間は 125 か月と長期間である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から31年5月31日まで
② 昭和33年2月1日から35年7月19日まで

昭和28年9月1日から31年5月31日までA社、33年2月1日から35年7月19日までB社に勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年9月から31年5月まで（申立期間①）はA社、33年2月から35年7月まで（申立期間②）はB社に勤務していたので厚生年金保険に加入していたはずであると主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、いずれも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。念のため、社会保険庁に適用事業所として登録されている同じ名称の事業所について確認を行ったが、申立人の記憶している事業所の所在地とは異なる上、申立人の記録は無い。

また、申立期間①及び②ともに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料及び周辺事情は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 50 年 8 月まで

私は、昭和 49 年 1 月から 50 年 8 月まで A 社に勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無く、当時の状況からして納得できないので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録からすると、申立期間には申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、これが適用事業所となったのは、昭和 53 年 2 月 1 日であることが確認できる。したがって、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び一緒に働いていたという同僚の氏名の記載は無く、かえって、申立人は、申立期間には、国民年金の被保険者となっている。

また、当該事業所は昭和 57 年 11 月 6 日に厚生年金保険を全喪しているため、事業主等から申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を認めることができる関連資料や証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月 31 日まで
昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間については、A社B事業場に勤務しており、厚生年金保険に間違いなく加入していたので、記録の訂正についてのあつせんを求める。

第3 委員会の判断の理由

A社の昭和 38 年 1 月 2 日付けの辞令、退職証明書及び人事記録により、申立人が 37 年 7 月 2 日から 38 年 1 月 1 日までは試用期間として、同年 1 月 2 日から本採用として、申立期間当時当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票により、申立期間における被保険者資格取得者を調査したが、申立人の氏名の記録は無いし、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況等について事業主に照会したものの、これら事実については確認できないとの回答である。

さらに、申立人が記憶しているという同僚の記録も無く、申立人の厚生年金保険料の控除に関して同僚等から供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月から 32 年 3 月まで
申立期間については、A 区の B 社に勤め厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している B 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している同僚 3 名の氏名が確認できること、当該事業所が保管している「所得税源泉徴収簿（一人別）」では、就職年月日が昭和 31 年 10 月 5 日、退職年月日が 32 年 3 月 7 日と記録されていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している「所得税源泉徴収簿（一人別）」により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無い。

さらに、申立人の厚生年金保険の適用等について事業主に照会したところ、申立人は申立期間当時、試用期間であったため厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を控除していないとの回答であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から同年10月まで
② 昭和24年11月及び同年12月

厚生年金保険加入期間について記録照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実がない旨の回答を受けた。申立期間①についてはA市BのC社D事業場に、申立期間②についてはA市EのF社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の仕事内容、雇用形態等について具体的に述べていることから、申立人がC社及びF社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立期間①に係る事業所は昭和23年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する申立期間当時の一連番号による厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無く、申立期間②に係る事業所では申立人の資格取得日は25年1月1日と記録されている上、申立期間①及び②に係る事業所に勤務していた同僚からの証言等も得られなかった。

また、社会保険事務所の記録では、申立期間①に係る事業所は昭和29年3月29日に、申立期間②に係る事業所は平成2年10月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主等から聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 36 年 3 月まで
昭和 33 年 3 月から 36 年 3 月までの期間については、A社及びB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、年金記録の訂正についてあつせんを求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社及びB社に勤務していた期間及び勤務状況等について、申立人から具体的な説明が得られない上、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する申立期間当時の被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 60 年 10 月 16 日、B社は平成 6 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について、事業主等から聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月から同年9月まで
② 昭和27年10月から30年1月まで

社会保険庁の記録では、2年間のみA社B事業場に勤務したことになるが、私は、昭和25年6月から30年1月までの期間働いた。公共職業安定所の紹介で入社し、退職後も失業保険をもらっていたので、申立期間中は厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の加入期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社B事業場の被保険者名簿に、申立人が申立期間当時、同僚であったと主張している者のうち6名の記録が確認できるものの、確認できた6名のうち4名については、申立人と同じ昭和27年10月1日に資格喪失し、そのほかの1名についても同月である10月13日に資格喪失していることから、事業主は、申立人についても同様に、厚生年金保険の資格喪失手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、事業主は、「昭和27年及び30年の退職者一覧などから、在籍の確認を試みたが、申立人の氏名が確認できなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から42年3月まで

私は、昭和41年1月から42年3月までA社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。また、同時期に同条件で入社した同僚には当該事業所の厚生年金保険の加入記録があるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述から、申立人は同僚と同時期に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚は「申立人が約2、3か月と比較的短期間で当該事業所を退職したことを覚えている。また、自身も入社日と厚生年金保険加入日が約1年相違しており、試用期間だったのではないか。」と供述していることから、同事業所においては試用期間が設けられていたことがうかがえる。

また、申立人自身も、同社に勤務していた期間についての記憶が明確でなく、雇用保険の加入記録についても確認できなかった。

さらに当該事業所に係る被保険者名簿の50音別名簿及び社会保険事務所が保管している昭和40年11月から42年9月までの被保険者原票（資格取得日順）において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月21日から32年2月27日まで
② 昭和32年4月1日から33年12月7日まで

私は、昭和31年ごろから36年ごろにかけて、A県B市のC社、同県D市のE社、F区のG社に勤めていたが、H社会保険事務所で厚生年金の支給手続きを行ったところ、申立期間について脱退手当金を受けているため年金額の計算には算入されないと言われた。脱退手当金を受けた覚えは無く、厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の最後に勤務したE社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の5ページに記載された女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険の資格喪失年である昭和33年の前後約1年に資格喪失した者8名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、4名について資格喪失日の2か月から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期も退職後の間もないこととなることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和34年2月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月17日から53年11月1日まで

私は、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所B部に臨時職員として勤務した昭和51年5月から53年10月までの加入記録が無いとのことであった。

間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所B部で働いていたとしている。

しかしながら、社会保険事務所が保管する同B部の厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号の欠番も無い。また申立人が同僚であったとする者についても申立期間当時の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述は得ることができない。

加えて、申立人が記憶していたC事業所については、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において同事業所名で確認を行ったものの、適用事業所としての記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 5 日から 35 年 5 月 21 日まで
② 昭和 35 年 6 月 8 日から 39 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 7 月 21 日から 40 年 9 月 11 日まで

私は、昭和 33 年 3 月 5 日から 44 年 9 月 11 日までの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を 40 年 11 月 22 日に受けているとされているが、もらった覚えがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 11 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 2 日から同年 8 月 14 日まで
② 昭和 34 年 8 月 14 日から 41 年 7 月 26 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金の支給を受けたとされているが、私は請求も受給もしていない。昭和 42 年 8 月 9 日に請求をして同年 8 月 15 日に支給とされているが、その時期、私は長男を出産し、その前後 1 か月実家の A 市に滞在していたため、脱退手当金を請求することも受給することも不可能であった。再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿の氏名は、旧姓から現姓に変更されており、備考欄には「42. 8. 9 氏名変更」との記載があることから、申立期間の脱退手当金は昭和 42 年 8 月 15 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の最終事業所の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 26 日から 35 年 8 月 21 日まで
私は、昭和 28 年 4 月 26 日から 35 年 8 月 21 日まで、A 県 B 市所在の C 社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、年金裁定請求の際、35 年 10 月 20 日に脱退手当金が支給されているので、88 か月分については算入できないと言われた。しかし、脱退手当金を受け取った記憶がないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金は、社会保険庁の記録上、C 社における厚生年金保険資格日から 2 か月後の昭和 35 年 10 月 20 日に支給決定され、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 35 年 8 月 21 日の前後 2 年間に資格喪失し脱退手当金受給資格を有していた 65 名のうち、約 7 割に当たる 45 名が脱退手当金を受給しており、そのうちの 39 名が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は、退職後間もなく行われていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 26 日から 35 年 8 月 6 日まで
私は、60 歳の定年時か少し前に社会保険事務所に出向いたときに、「昭和 33 年 3 月 26 日から 35 年 8 月 6 日までの年金は、脱退手続がとられていて 3,000 円の脱退手当金が払われております。」と言われ、あ然というか大変ショックを受けた。3,000 円といえば当時の 1 か月分の給与の半分ぐらいであり、もらっていれば絶対に覚えているはずで、もらった事実はない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 35 年 8 月 6 日の前後約 3 年間に申立事業所で資格喪失した女性退職者 9 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立事業所で事務処理を担当していた者の供述から判断すると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、脱退手当金の決裁処理を行うときに作成される厚生年金保険脱退手当金支給報告書が存在するとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 1 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 9 月 20 日まで
私は、昭和 34 年 9 月に A 社において厚生年金保険に加入したが、それ以前の 29 年 4 月から B 大学へ通学する傍ら同社でアルバイトとして働いていた間についても、同社で厚生年金保険の保険料を控除されていたので調査願いたい。申立根拠は、当時、工場長であった C 氏に給与明細書を見せたところ、厚生年金保険料が控除されている旨を言われたためである。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 4 年 2 月 1 日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、元事業主は 11 年 10 月 6 日に死去している上に、関係書類が保存されていないため、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人が給与明細書に厚生年金保険料控除事実が記載されている旨を説明されたという C 氏は、平成 16 年 3 月 12 日に死去しているため、当該事実について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所に昭和 60 年 9 月まで勤務していたが、事業主に対し、申立期間に係る厚生年金保険料の返還等を求めたことはない旨供述していることのほかに、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことがわかる給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 40 年 11 月まで
② 昭和 41 年 1 月から 45 年 12 月まで
③ 昭和 47 年 9 月及び同年 10 月

私は、昭和 37 年 5 月から A 社または B 社に、41 年から C 社に、47 年から D 社に勤務していた。いずれの事業所でも、給与から厚生年金保険料が控除されていた。以上のことから、申立期間①、②及び③について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は A 社及び B 社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったとしているが、社会保険事務所の記録によると、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、商業登記簿上も該当する事業所が確認できない。

申立期間②については、申立人が記憶している同僚の供述から、昭和 45 年 5 月以降、C 社に勤務していたことを推認することはできるものの、当該事業所は既に閉鎖され、「申立人に関する厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる関連資料が無い」と事業主は供述している。

申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人及び申立人が記憶している同僚の記録は無い。申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得した者 4 人を調査したものの、連絡をとることができず、申立人の勤務実態等を確認することはできなかった。

このほか、申立期間①、②及び③の期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 21 日から 43 年 8 月 31 日

私は、昭和 41 年 1 月に求人情報誌に社保完備と記載されていた A 社の B 事業場に同年 2 月 21 日入店した。3 か月後の同年 5 月 21 日に正社員になったと言われ、健康保険証を渡された。A 社、B 事業場及び C 事業所で 11 年間働いていたのに、41 年 5 月 21 日から 43 年 8 月 31 日までの期間が抜けているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び A 社の勤続 10 年記念の置き時計を所持していることから、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A 社は昭和 42 年 10 月 2 日に、D 社は 42 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は、D 社において昭和 43 年 9 月 1 日資格取得、44 年 5 月 7 日資格喪失、A 社において 44 年 5 月 7 日資格取得、52 年 7 月 26 日資格喪失と記載されている。

さらに、申立人が記憶していた同僚 7 名の厚生年金保険被保険者記録も申立人と同様に、D 社において昭和 43 年 9 月 1 日資格取得、A 社において 44 年 5 月 7 日資格取得となっていることが確認できる。

このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 11 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで

私は、昭和47年1月にA社奨学生としてA社本社で面接を受け同社B事業場に入社し同年8月に退職したが、A社の紹介なので厚生年金保険の適用事業所だと思う。また、昭和47年9月からは、C社（D事業所）に就職し16時から24時まで勤務したし、健康保険証の事業所名を見て、初めてC社という会社に勤めたことが解ったことを記憶している。両社とも会社から健康保険証をもらっているので厚生年金保険に加入しているはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B事業場は、社会保険事務所の記録から厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上に、申立人は同僚の名前を記憶していないために供述を得ることができないことに加え、A社育英奨学会事務局は、申立人の奨学生としての氏名も勤務先も確認できないと回答している。

申立期間②について、C社は、社会保険事務所の記録から厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上に、申立人が挙げた事業主の所在は不明であるために供述を得ることができない。

また、申立人は、昭和48年12月から49年8月まで国民年金の納付記録がある。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 16 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 52 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社の資格喪失年月日が昭和 48 年 10 月 16 日で、B社の資格取得年月日が同年 11 月 1 日、資格喪失年月日が 52 年 5 月 1 日となっているが、実際にはA社から社名変更されただけで、同じ場所で同じ業務を担当し、52 年 5 月 31 日まで一貫して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の社員台帳に記載された退社年月日及び同社における雇用保険の離職日は、いずれも昭和 48 年 10 月 15 日となっており、厚生年金保険の記録と符合する上、B社における雇用保険の資格取得日は同年 12 月 1 日となっている上、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録は無い。

また、申立期間①と同時期にA社からB社に転籍した2名についても、厚生年金保険の加入記録には申立人と同一期間の欠落が存在する上、雇用保険の加入記録についても、申立人と同様に、申立期間①においては被保険者となっていない。

さらに、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、雇用保険の記録では、申立人の離職年月日は昭和 52 年 4 月 30 日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人が、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年ころから 52 年ころまで
昭和 42 年から 52 年にかけて、A 社及び B 社に在職し、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとする A 社及び B 社は、社会保険事務所の記録では、申立期間の全部又は一部において厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も無い。

また、A 社の元役員は、「申立人は A 社の正社員としてではなく、下請会社から来ていたため、当社においては社会保険には加入していない。」と供述している上、一緒に勤務していたとする申立人の兄は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっておらず、昭和 40 年 4 月から 58 年 7 月まで国民年金に加入し、保険料を納付している。

さらに、B 社については、後継会社である C 社に照会したものの、申立人が在籍した記録が確認できない上、昭和 44 年 4 月 1 日に設立の認可を受けた D 厚生年金基金における申立人の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
私は、申立期間中、A事業所のB課に勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の回答及び同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人と当該同僚とは所属する部署が異なっていること、及び当該同僚の供述内容が申立人の雇用形態には言及していないことから、当該同僚が厚生年金保険に加入していることをもって、申立人の厚生年金保険への加入を推認するには至らない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細等の資料が無く、申立期間以前の厚生年金保険未加入時と比べ、額面上の給与支給額と手取り額との差を認識している等、保険料控除をうかがわせる確たる記憶を有しているわけでもない。

さらに、A事業所は、平成 18 年 4 月 1 日に、別の事業所に買収されて商号変更をしている上、19 年 8 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、法人登記簿で把握した代表取締役も、申立期間当時の状況を承知しておらず、人事記録等も保管されていないため、申立人の主張を認めるに足る関連資料等も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から25年4月1日まで
私は、申立期間中、A(地名)にあるB事業所に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであり、この期間が私の年金記録から抜けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のB事業所の状況について具体的に供述していること、及び当該事業所に勤務していたことをうかがわせる写真があることから、この写真が撮影されたとする昭和22年から23年6月27日まで、当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは24年2月26日であり、申立人の勤務が推認できる時期においては、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細等の資料が無い上、昭和27年2月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている当該事業所の後継事業所にも、人事記録等の資料が保管されておらず、申立人の主張を認めるに足るだけの関連資料等も確認できない。

さらに、申立人が同僚等として供述した者についても、社会保険事務所の被保険者名簿に記載されておらず、その所在も不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から47年3月31日まで

私は、昭和45年8月1日からA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた身上調書から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは認めることができる。

しかしながら、上記身上調書には、申立人が昭和45年7月30日に臨時職員として入社し、47年4月1日に正式入社した旨が記載されており、当該事業所の労働者名簿でも、雇入日が47年4月1日となっている。

さらに、雇用保険の加入記録でも、当該事業所における申立人の資格取得日は昭和47年4月1日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

加えて、申立人の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況等について当時の事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 17 日から同年 12 月 8 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、平成 11 年 4 月 17 日から同年 12 月 8 日まで A 社に勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶から、申立人が A 社に勤務していたことは推認することができる。しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は平成 8 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

また、申立人が記憶している同僚についても当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録では、当該事業所は申立期間中の平成 11 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も無く、当時の事業主及び同僚の所在が不明であることから、事業所の状況や申立人の勤務実態について情報を得ることはできなかつた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月6日から19年4月1日まで
② 昭和20年10月31日から同年12月まで

社会保険庁の記録では、A社B事業場の資格取得日が昭和19年4月1日、資格喪失日が20年10月31日となっている。実際は、昭和18年4月6日から20年12月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民学校高等科卒業後にA社B事業場に勤務したと述べており、当該事業所で勤務を開始したのは昭和19年からであると推認できる。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管する被保険者名簿により、申立人と同日の資格取得者のうち74名の資格喪失時期を調査したところ、71名の資格喪失日が申立人と同日の昭和20年10月31日となっている上、当該事業所の記念本の年譜には「昭和20年10月B事業場の休止」との記載がある。

さらに、申立人と同一の厚生年金保険加入期間がある同僚からも、申立期間①及び②における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月27日から同年8月6日まで
社会保険庁の記録では、A社B事業場の厚生年金保険が昭和22年6月27日資格喪失となっているが、同年8月6日まで勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業場の退職者名簿及び在職期間証明書から、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該退職者名簿において、入社日及び退職日が申立人と同月となっている4名についても、申立人と同様に退職日の約2か月前に厚生年金保険の資格を喪失している上、昭和22年6月に入社し、退職日が申立人と同日の2名についても、退職日の約2か月前に厚生年金保険の資格を喪失している。

また、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 11 日から 48 年 3 月 12 日まで
社会保険庁の記録では、A事業所での厚生年金保険の資格取得日が昭和 48 年 3 月 12 日となっているが、47 年 3 月 11 日から勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の業務内容及び同僚の名前を具体的に述べていることから、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録は無い。また、申立人が記憶している同僚についても、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、同事業所は昭和 58 年 11 月 1 日に全喪しており、当時の人事記録等は無く、医師の名前も不明のため、同事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 31 日から 46 年 1 月 21 日まで

私は、A社からB事業所に転職した昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 10 月 31 日までの期間と、B事業所からC社へ転職した 45 年 10 月 31 日から 47 年 1 月 21 日までの期間は、一日の途切れも無く勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②の事業所について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立期間①については、申立人が同僚であったと主張する 5 名について確認したところ全員が申立期間について厚生年金保険の被保険者となっているが、うち、2 名によると「申立人の名前は覚えており、会社が倒産するまで勤めていたが、いつ頃から勤務していたかまでは覚えていない。」と供述しており、申立人が申立期間①当時、B事業所に勤務していたことまでは確認できなかった。加えて、社会保険事務所保管の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 1 月 31 日までに資格取得した者は 1 名も確認できなかった上、当該事業所は、申立人の資格喪失日同日である 45 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間①の人事記録等を確認することができず、雇用保険の加入記録についても確認できなかった。

さらに、申立期間②については、申立人が申立期間②当時、上司であったと主張する者の連絡先が不明であるため、供述を得られず、C社は、平成 15

年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社を吸収合併したD社は申立期間当時の文書を保存していないため、申立期間②の人事記録等を確認することができず、雇用保険の加入記録についても確認できなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない